

貴重図書等特別使用許可条件

＜共通＞

許可事項以外の使用をしないこと。

＜撮影＞

撮影資料のデジタルコピーを撮影日から 30 日以内に寄贈すること。

＜掲載・転載＞

- ①掲載にあたっては、大阪公立大学中百舌鳥図書館所蔵資料である旨を明記すること。
- ②掲載された刊行物を発行日から 30 日以内に一部寄贈すること。
- ③許可刊行物以外への無断転用をしないこと。

＜放映＞

- ①放映にあたっては、大阪公立大学中百舌鳥図書館所蔵資料である旨を明記すること。
- ②放映内容が確認できるものを放映日から 30 日以内に寄贈すること。
- ③許可番組以外への無断転用をしないこと。

＜借用・展示＞

- ①資料の取扱いには十分に注意し、搬送は利用責任者またはその代理人が責任をもっておこなうこと。
- ②資料を亡失または損傷した場合は、本学の指示に従いその損害を賠償すること。
- ③借用期間を厳守すること。